

議事日程 平成21年 6月16日 午前9時30分開会（開議）

日程第1 一般質問（町行政事務全般について）

第2回定例会一般質問順位及び質問事項

順位	議員名	質問事項
4	6番 矢動丸博文	1. 行財政改革について
5	4番 漆原悦子	1. 学校給食について（全般） 2. 行財政取組みについて
6	1番 松田俊和	1. 施政方針について 2. 社会教育について（全般について）

午前9時33分 開議

議長（吉富 隆君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1 一般質問

議長（吉富 隆君）

日程第1. 一般質問。

前日に引き続きまして、これより一般質問を行います。

通告順のとおり、6番矢動丸博文君よりお願いをいたします。

6番（矢動丸博文君）

皆さんおはようございます。6番矢動丸です。通告順に従って質問をいたしますので、わかりやすく答弁のほうをよろしく願います。

まずは、おくれらせながら武廣町長、当選おめでとうでございます。30歳の若さで町のトップとなられ、これからの4年間町政を担っていかれるわけですが、この危機的財政状況と言われる中、行政の勉強もしっかりやられておると聞いておりますので、しがらみのない町運営を期待しておりますので、どうぞ頑張ってください。

それでは、質問事項ですけど、大きな点の1つで行財政改革について、その中の中身で1、2、3とつけておりますけど、小さいほうの財政健全化対策はどうなっているかということでありまして、昨日、同僚議員の方がほとんど質問して聞かれましたから、私は1点だけ質問させていただきます。

土地取得の特別会計で280,000千円か270,000千円ありますけど、あれは世に言う隠れ借金ということでホリカワ金属のことだと思いますけど、この償還が23年の3月になっておりますけど、その後23年3月に本当に償還されるのか、それとも借りかえがされるのか、その点をお聞きしたいと思っています。

そして、ここには書いてありませんけど、行政改革で1番目に課の統廃合を言われていますけど、具体的にはどのような日程でされるのか、お聞きしたいと思います。

そして、その2番目で出前町長室というのが、私も初めて知りましたが、当選して2カ月ちょっとの間で20回から30回やられていると聞いておりますけど、その中身について具体的にお答えをお願いします。

そして、小さいほうの2番目ですけど、地域活性化臨時交付金の活用は十分検討されているかということで、きのう松尾議員が耐震とか地デジ対策で、あれも60,000千円ちょっとで、あとの三千何百万円が私から言わせれば本当に十分に検討されてそれに上げられておるかということで、1つは、私も見ましたけど米多浮立の継承ですね、あれに1,000千円ちょっと上げられておりますけど、あれは本予算でも158千円上げられていますけど、その点について中身をお聞きしたいと思っております。

3番目に、町村合併の進捗状況はどうかということで、特例法が22年の3月に切れますかね、それで本当に合併が町長はできるかということでお聞きしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（吉富 隆君）

行財政改革について、執行部の答弁を求めます。

企画課長（川原源弘君）

おはようございます。矢動丸議員の行財政改革の1番、財政健全化対策はどうするかというところで、御質問は土地取得の償還について、あと課の統廃合の日程と町長出前の回数等の3つがございましたんですけども、土地取得の償還について企画財政のほうから答弁していきたいというふうに思います。あと後段の井上議員のほうとちょっと質問がダブるかと思っておりますけれども、そのことはちょっと御了承を願ひましてですね。

御存じのように、ホリカワ産業につきましては、平成12年度に工業用地の取得、造成、分譲という形で起債して現在に至っているわけなんですけれども、その分、適当な企業立地という形で企業誘致のほうを考えて、ずっと従来頑張ってきたところなんですけれども、現在については御承知のとおり、まだ企業進出には至っていないのが現状であります。その間、私どもは企業誘致に関するさまざまな――固定資産税の免税とか、いろんな施策をやって努力をしたわけなんですけれども、現在に至っておりません。

償還がどうするかという話ですけども、23年の3月31日までの償還期限という形で現在

の起債のほうとなっております。今のところ、私どもが県の市町村課のほうと、財政のほうと協議している段階という、ちょっと進捗状況のほうをお話しさせていただきますけれども、新たな起債という形で、新たな起債の借りかえという方向で現在のところっております。

その内容については、現在、種々検討という形とか、あと上峰町の財政状況をどうするかというところをなかなか難しくとらえられておりますので、今のところ、どういう起債になるかというのは、そこまで至っておりませんが、23年の3月31日まででの解決という形で、新たな方向性としては、新たな起債をお願いしたいというふうに思っております。

以上でございます。

総務課長（江頭典雄君）

おはようございます。先ほど5番議員さんの質問の中で、2番目に課の統廃合というような御質問がございました。組織の見直しの件について、昨日も御質問を受けまして若干答弁をさせていただいたところですが、そのときと重複するかもわかりませんが、非常に複雑化してまいりまして、行政需要に対しても今後十分検討しながら、再編に向けた準備をしなければいけないというふうに思っております。

きのうも町長からもお話がありましたとおり、スリム化というようなことも申し上げたと思いますが、また、議員さんからもそういう提示があったというふうに思います。これも含めて、なおかつ住民の皆さんのそういった行政需要に十分対応できるような組織に変えていこうと、より効率的に執行できるような体制づくりが求められているというふうに思いますので、今後、早急にそういう準備に取りかかっているかなければいけないと。そういうまた指示も町長からもあると思いますので、十分対応していきたいというふうに思います。

町長（武廣勇平君）

6番議員の御質問にお答えさせていただきます。

今担当の課長からもございましたように、借りかえか償還かということでございますが、今現在、担当のほうで起債を、新たな起債というものの方向性の中で協議をさせていただいているという現状でございますが、私から加えて補足いたしますと、決して償還といいますか、企業誘致をあきらめたわけではございませんで、積極的に誘致に取り組んでいきたいというふうに思っております。

また、課の統廃合につきましては、今課長からも申し上げましたとおり、組織の士気、そういったものがわき出てくるような仕組みに変えていく方向性であります。日付はと、いつからかということでございますが、私はことししっかり見直す中で、来年度から行えればというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

申しわけございません。加えて御説明させていただきます。出前町長室ということでございます。

これは先月の区長会のほうでもいろいろ、同様の御趣旨の御質問を賜りました。御案内のように、選挙期間中から町民との対話を重視するという観点から、個人的な政治活動の一環として三夜待、お茶講、文化・スポーツなどのサークル活動などの会合にお誘いがあれば、電話一本で駆けつけていきますというふうに銘打って、触れ合いのミーティングをさせていただいているわけでございます。

最近では、声高に言われているのが政治不信ということで、しっかりと歩いて回って意見をちょうだいするという本来の民主主義といいますか、そういったあり方がされていないということがあると一般的に聞いておりまして、その意味で、いろんなところを見て歩くという意味も非常に大切だと思い、出前町長室というキャッチでただいま歩いておるところでございます。

町民だよりも掲載させていただいておりますが、私に連絡していただければ、「電話一本！武廣勇平。」という気持ちでさせていただいているところでございます。6月の区長例会におきまして、区長さんに御連絡させていただき、個人の政治活動を行うという点では、個人の政治活動に行政の立場を利用しているんじゃないかというふうな意見が出やしないかということもあって、区長さんを通じてやっていなかったわけでございます。

今後とも、政治団体を立ち上げている、政治活動は担保されているという意味で、私の個人の政治活動として引き続き続けさせていただければと思っておるところでございます。

以上でございます。

議長（吉富 隆君）

執行部の答弁はまだ残っております。

2番目の地域活性化臨時交付金の活用の方、町村合併の問題等々について。

町長（武廣勇平君）

申しわけございません。6番議員の質問に引き続きお答えさせていただきます。

地域活性化・経済危機対策臨時交付金の取り扱いでございますが、担当課長のほうから御説明申し上げましたが、平成21年度の国の補正予算ということで1兆円計上されて、地域活性化・経済危機対策臨時交付金として交付が織り込まれ、本町でも96,858千円が交付されることになっております。

この使い道ですが、大きく言うと耐震とかいうことでございますが、これは平成21年6月5日付で塩谷文部科学大臣から、地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用して学校への積極的な投資を行うよう要綱が届いておったもので使わせていただいております。これについては議員のほうからは質問ございませんが、その他の使い道の中で、米多浮立の活性化に継承事業という形で載せているということでございますが、この地域活性化・経済危機対策臨時交付金ですが、内閣府の活用事例集というものがございます。

大きく分けてこれは4つの項目があるんですが、地球温暖化対策と少子・高齢化社会への

対応、そして安全・安心の実現、そしてその他将来に向けた地域の実情に応じるきめ細やかな事業ということで書いてございます。このその他将来に向けた地域の実情に応じるきめ細やかな事業という範囲の中で、事例集を参考に各課との連絡調整の中で上程させていただいたものでございます。

以上でございます。

申しわけございません。加えて町村合併につきましてお答えさせていただきます。

合併ができるかという御質問であったかと思いますが、町村合併につきましては、私、悲観は決してしておりませんで、今後、国と地方自治体の大きな形の流れを見ていく上で、合併の必要性というものは感じておるところでありまして、確かに平成22年の3月で今の市町村に対する支援措置というものが一たん終了するというところでございますが、第29次の地方制度調査会の答申を見ましても、引き続き自主的な合併に向けた前向きな姿勢の自治体については必要な措置をとるといような答申を確認することができまして、合併について妨げるものではないということで、合併については主体的に今後とも取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

6番（矢動丸博文君）

どうも答弁ありがとうございます。ずっと長く、長く話されたので書く暇がありませんので、なるだけなら一つ一つでやっていきたいと思いますが、議長、いいですかね。

行財政改革についての、今はホリカワ問題ですね。あれが償還あれには載っていないということで、23年の3月末ではもう切れるということで、その場合、実質公債費比率が25%超えた場合は、借りかえなんかはやっぱりそれできるわけですかね。これは特別に町のあれでやっておるわけでしょうが、土地取得のあれで。償還計画の中にはずっとそれは入っていないわけですよ、入っていますか、償還計画の中に。これ27年まで償還計画が入っていますけど、その中に金額が入っておるかおらんか、ちょっと答弁お願いします。

企画課長（川原源弘君）

償還計画には入っております。

以上です。

6番（矢動丸博文君）

それでは、どうしても実質公債費比率が25%を上回らないようにやっていかなければ、借りかえもできんわけですよ。それをひとつお願いしておきます、借りかえを。そうせんなら、ちょっと3億近い金ですからね、どこから持ってこようもないですから。今のはこれでいいです。

2番目の課の統廃合、これをするということになると、どういう計画かわかりませんが、今ある15の課を減らしていくということですかね。まずそれからお聞きしたい。

町長（武廣勇平君）

6番議員の御質問にお答えさせていただきます。

基本的には先日申しましたように、課が肥大化し過ぎているんじゃないかという印象を私は持っておりまして、それは印象でございまして、しっかりと業務内容を精査して、その上で重複している業務があれば、それは二重行政になるわけですから、その辺をスリム化させて減らすと。もしその中で課をふやす必要があるというような実情があれば、そこでまた検討も妨げないというふうに思っております。

以上でございます。

6番（矢動丸博文君）

それでは、今町長の答弁では、重複するところは課を減らすと、それで無駄を省くということで、そして新たに課をつくるなら、どうしても課をつくらにやいけないときは課をつくるということですね。それは早く職員の皆さんにして、来年からやるというならやはり聞いて、各課長にもどうということかを聞いてしないと、課長も人間ですから自分の課がなくなったら反発もやっぱりあると思いますよ。だから、なるだけなら、職員さんたちは一番課長が知っていますから、そういうことで話し合っやっていかないと、突然こういうことになったからということじゃ、とても町の運営はちょっと、町長一人でしよるわけじゃないですからね、課の職員の皆さんがあつて初めて成り立つんですから、その点を考えてやってもらいたいと思います。これは答弁要らんです。

それで、3番目の出前町長室、これについては詳しくちょっと説明を。総務課長のほうから。町長が今言ったのは、個人的にとかなんとか言われましたけど、出前町長室というのは個人的じゃないと私は思いますよね。出前町長室というと、やっぱり行政で一番トップですからね。町政報告もそこでやるわけでしょう。そして集まった人たちの意見もやっぱり聞くわけでしょう。そうしないと、ただ来てください、行って町政報告、それじゃちょっと町長としては。本当に出前町長室と言うなら総務の職員さんなんかも連れて行って、やっぱり議事をとるとかなんとかしなくては、ようっと考えたら月に10回ぐらいやっておるですもんね、20回から30回の出前町長室をやるということは。

だから、そういうことになるなら、上峰ではちょうど25ぐらいの地区があつて公民館をそれぞれ持つておられますもんね。だから、町長の思いを知ってもらうためには、電話が一本鳴ったからそれ行くじゃなしに、やはり自分の思いと今までの町のことを話すなら、総務課で言って、向こうの区長なんかに行って広報をしてもらってするなら、大勢の人に来てもらってやっぱり話をしてもらわんとですよ。

よく皆さん言われるように、前の町政は——大川町政じゃなくて、そのずっと前からしてきたのは、町に負の遺産があるとかなんとかよく言われるでしょうが。そうじゃなくて、やはりそういう出前町長室に行くなら、歴代の町長、村長があつて初めて今の上峰町がなつて

おるわけでしょうが。全部、今の新聞は上峰町のことをおもしろおかしく書きますけど、やはり努力してなって今の上峰町があるわけでしょうが。そういうのを町長は出前町長室で説明してもらわんと、これだけ借金がある、みんな借金、借金と言うが、それ以上のお金が国から補助金なんか来ておるわけでしょうが。それは上峰町の財産になっておるわけでしょう、ちょっと言えば。償還はしていかなきゃならないけど、その補助金なんかは膨大なものでしょうが。そういうのもやはり町民の皆さんにわかってもらえるような説明を町長がして、今から4年間町長もトップとしておられますからね。

そいけん、今までの町政が悪かったの何じゃなし、よくそういう話も文書でも聞きますけど、そういうことじゃなし、新しく町長がかわったら、今の上峰町がこうなったのは歴代のしてこうこうこうなったということを説明してもらわんと、上峰町だけが悪いならみんな出ていきますよ、町民が。わずかながらでもふえているのは、上峰町と鳥栖ですか。普通、悪い町政をしておるなら、こんな町にはおりたくないといってほとんど出ていくわけですよ。しかし、インフラ整備もして——それは借金ですけど、それを歴代の町長がしてきておるわけでしょうが。そういうのも評価して、出前町長室をやるならそういうこととして——そいけん、武廣町長のときも起債をするかもわからないから、そういうときはこうこうだからということで説明をするんですよ、町民の皆さんにするのが当たり前じゃないかと思えますけど、その辺はどうですか。

町長（武廣勇平君）

6番議員の御質問にお答えさせていただきます。

確かに10年以上前から、これまでの町政運営の中で、今までの町政を担われてきた方のおかげで、上峰は本当に、施政方針に盛り込んでおりますが、バランスのとれた町ということでございまして、工業もあり、商業圏もあり、農業も栄え、県道、道路は整備され、下水道も100%完備と、加えて住宅が広がっておりまして、佐賀県内におきましても19.6%と高齢化率の低い、本当に若い町が、世代構成のバランスを見ても、本当にバランスのとれた町ができ上がっております。これは本当にこれまでの町政運営、かじ取りをされてきた方の御功績そのものだと思っております。施政方針にしっかりと私うたっておるつもりでございまして。そのことをしっかりと町民の皆様と言いながら、一方で、施政方針にも書いておりましたが、現状の課題ということを議員の皆様と一緒に考え、問題を乗り切っていければというふうに考えておるところでございます。

また、出前町長室でございましたが、区長さん方の中でもうちでもやってあげるよというような声もいただきました。本当にありがたいことで、あの後、いろんな方々からもやっていただけるということで、私がどうも印象として、区長さんを通じずやっていることが、そういうった、もっと積極的に言ってきていいよというようなお声をいただいたわけでございます。

ただ、私も公選法上の問題がございまして、本当に区長さんを通じて、政治活動という形でやってよろしいものかということを考えておりました。この間ずっと考えておまして、よく他の自治体で見られることが重要施策、例えば、合併やら町の命運を握るような、そういった重要施策において、地区説明会やら町政報告ということがやられることは存じ上げております。そういう形で地区の説明会というものを開かせていただけるものであれば、また、その際お願いすることになるかと考えております。

以上でございます。

6番（矢動丸博文君）

今町長が話されたのは、僕は逆じゃないかと思えますよ。やはり町長室で各、それは何人おらずかわからんですよ、わかりませんが、そういうのはやはり、私から言わせれば町長から総務課長に言って、各区長がおるでしょうが。そこに何月何日にこういう町政報告会をしたいから——それは公選法に違反はせんと思えますよ、町の報告と現状のことを言うだけです。今のように二月も三月もたたんうち、20回も30回も行かればどこに行ったかわからんでしょうが。うちには来ん、私ども大字堤ではどこでされたかも知りませんが、やはりそういうのは町民のみんなから見て、あつ何月何日は町長が来て町政報告会をするねと思って、町長よりの今言ったようなことを説明すれば、何も公職選挙法違反にはならん。ただ、町長が一人でどこ電話かかって行くと、そういうことじゃないけど色目で見られるから、私は町長のために言っているわけですよ。いや、本当に。

当選したから20回も30回も、あれはお礼参りじゃなからうかと。お礼参りとは暴力団とそうじゃなかとけ、そういうふうに見られるかも知れないから、町長のために言っているわけですよ。やはり今度から行くなら総務課に言って、総務課からでも議事録をとるなりする人を連れて行って、町民の声も聞いてちゃんとあれに載せて、それで町政に反映していくように今度からはそういうふうにしてもらえますか。どうですか。もう個人的には行かんで、出前町長室というのをやる場合、やはり町のトップでしょうが。幾ら何と言っても、個人的に行くわけじゃないでしょうが。個人的ならよかですよ、出前町長と言わんでも。そいばってん、出前町長室と言うなら、それくらいのことはやっぱりわきまえて私はしてもらいたいと思えます。

町長（武廣勇平君）

矢動丸議員の御質問でございます。

出前町長室でございますが、どうもネーミングがいろいろ誤解を招いているところがあるのかなという印象を持ちました。（「あなたが言うとおっけんよ」と呼ぶ者あり）はい。出前町長室というですね。議員も今申し上げられましたとおり、本当に私のためを思って言ってくださっているということは理解いたしましたし、そう思っておりました。

私もこの出前町長室という、本当にイメージとして集会形式みたいな印象を持たれるかも

しませんが、本当に三夜待やお茶講、文化団体の集まりにちょこっと酒席の場でもあります。そういった場所にもお邪魔したりするような形で、出前町長室という名前で進めてきたわけですが、議員もさっきおっしゃいましたように個人で行くなら構わんと、町長としてなられたんだから、町政報告についてはそういった区長さんを通じてやっていくべしというお話ですが、それはそのとおりだと思っております。

以上でございます。

6番（矢動丸博文君）

どうも町長、答弁ありがとうございます。これからはそういうふうにやってください。お願いしておきます。

それでは、2番目の地域活性化の臨時交付金の活用ですね。これは十分検討されたかということで、私は米多浮立の継承については1,000千円ぽんと上げられているので、その事情をちょっとお伺いしたいと思います。

文化課長（原田大介君）

矢動丸議員さんの御質問に対しまして、私どものほうからお答えさせていただきたいと思っております。

まず、米多浮立は皆さん御承知のとおり、町を代表する民俗芸能でございまして、佐賀県の重要無形民俗文化財の指定を受けております。現在は、保存会が昭和46年から活動を開始されまして、いろいろなイベント出演、例えば、九州民俗芸能大会、それからNHKのふるさとの歌祭り、世界焔の博、それから平成14年にはNHKの全国規模で行われました地域伝承芸能祭り等へ積極的に活動をされております。

その中で現在まで、議員さんからも御指摘がございましたが、町ではこのような保存会の活動に対しまして毎年補助金を交付しております。今年度の当初予算額では158千円、これともう1つ別に、佐賀県から県の指定文化財の維持管理を目的にした委託金が交付されておりましたが、これが平成20年度で打ち切りになっております。そういったところで保存会では、今後の浮立の奉納について経費の面でえらく心配をされております。いろいろ地元の負担金とかの増額も考えられておりました。ところが、そういったこともあるんだけど、まずは保存会のほうで経費の節減に努めながら、これまでの体制で浮立を奉納していこうということを役員会でも確認をされております。

これとあわせて、現在、米多浮立の大きな問題として、これは米多浮立に限らないことかと思いますが、少子化の影響で子供たちの参加が少ないと。米多浮立は特に子供たちが周りではやす部分が大きゅうございますので、子供たちが少ないと晴れないというようなことが起こっております。その米多浮立の将来の保存継承の担い手であります子供たちの参加者が年々減少する傾向にあります。従来、米多地区を上、下の2地区に分けて、上分と下分で交互に奉納されておりましたが、これもやはり参加者の減少ということで、平成13年度か

ら上分、下分と合同で奉納されるようになった経緯もございます。

また、その一方で、米多地区に団地の建設、米多団地とか、近年、新たに米多地区に転入された世帯も結構ございます。そうした御家庭では、浮立に子供を出したいけれども衣装がないと。御承知のとおり、米多浮立の子供たちは衣装を着ております。大体その家々にある備えつけの衣装でございます。そういった衣装がないということで、気軽に米多浮立に参加できないという現状がございましたので、今回、この地域活性化臨時交付金を活用させていただきまして、そういった子供たちの衣装をまず整備させていただきたいということを考えております。

以上でございます。

6番（矢動丸博文君）

課長、答弁ありがとうございます。

この1,000千円は、いわば衣装代としてつくるわけですか。これは単年度で、あとは1,000千円来んですよね。だから、1,000千円来たから単年度でつくってしまうと。そいばってん、子供さんたちは大きくなるばかりで、ことしつくっても二、三年先は着られなくなるでしょう。そいけん単年度でせじ、毎年そういうことで人間がおらんと。そいぎ、現実に今何名ぐらいおらして、米多団地から何名ぐらい入るようになっていきますか。そういうのも調べておられると思いますので、まず人間のほうから、人数のほうからお願いします。

文化課長（原田大介君）

それでは、まず人員のほうから申し上げます。

米多浮立の子供たちにつきましては、毎年定数で参加しているものではございません。サイフリ、モリヤーンという男の子が要る役回りがあるんですが、サイフリにつきましては就学以前の幼児から小学校の低学年まで、モリヤーンにつきましては小学校の高学年、4、5、6年生を対象にしております。（「何名ですか」と呼ぶ者あり）済みませんが、ちょっと正確な数字は私どものほうでは把握しておりません。

以上です。

6番（矢動丸博文君）

今、課長の答弁はちょっとおかしゅうないですか。参加する人員もまだわからない。何もわからないのに予算をこうして上げてこられるというのは、これは課長みずからが上げられたわけですか、それとも米多浮立の伝承、そういう会からこうしてくれというて陳情か何かあったわけですか、課長のほうに。どうですか。ちょっとおかしかったですよ。人数もわからなくて、何が幾ら、服代が幾らもわからなくて、ぽんと1,000千円上げるなら。普通は町のとはそういうのは考えられんでしょうが、まして単年度でしょうが。ちょっとお願いします。

文化課長（原田大介君）

整備の内容につきましては、先ほど申し上げました衣装の整備を中心としています。

衣装の整備の内容でございますが、先ほど申しました采振り、これは幼児から小学校低学年までの衣装ですが、これは大中小（「それはわかっています、人間を聞いています。同じことやろうもん」と呼ぶ者あり）正確にはまだ把握しておりません。今、保存会のほうでことし出られる子供たちのほうは当たっていただいております。

以上です。

議長（吉富 隆君）

大変難しい問題のようでございますので、ここで休憩をしたいというふうに思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

異議なしと認めます。したがって、暫時休憩をいたします。休憩。

午前10時15分 休憩

午前11時18分 再開

議長（吉富 隆君）

再開をいたします。

休憩前に引き続きまして一般質問を再開いたします。

6番（矢動丸博文君）

2番の地域活性化のことで米多浮立のことを質問しましたけど、行政のほうもいろいろあるそうですので、これは議案審議のときに質問させていただきます。この項はこれで終わります。

それで、3番目の町村合併のことに移らせていただきます。

町村合併の進捗状況はということで、町長は本当に期間中の4年間合併をどのようにされるのか、答弁をお願いいたします。答弁終わったら、これで終わりますから。

町長（武廣勇平君）

6番議員の御質問は町村合併ということでございました。

私は町村合併の必要性というもの、十分に必要だというふうに思っております。その上で、アンケートを実施させていただきながら広く町民の意見、合併の是非につきましても含めてお伺いを立てながら、その結果を受けて、議会の皆様方に御協力いただけるか、その辺のことも含めて御相談させていただく心づもりでおります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（吉富 隆君）

ただいま6番矢動丸博文議員の一般質問が終了をいたしました。

先に進ませていただきます。

通告順に従いまして、4番漆原悦子君お願いをいたします。

4番（漆原悦子君）

皆さんこんにちは。通告順に従いまして、質問をさせていただきます。

まず1件目は、学校給食についてです。

食に関する正しい知識や食習慣を身につけるなど、食育を推進する上で重要な役割を担っている学校給食ですが、皆さん御存じのとおり、本年4月より株式会社鳥栖給サービスへ民間委託となっております。委託後の給食の状況及び地産地消、食育活動を含めて、取り組みはどうなっていますでしょうか。

2件目は、行財政取り組みについてです。

文部科学省の放課後子ども教室推進事業と厚生労働省の放課後児童健全育成事業を一本化した放課後子どもプランは平成19年度に設けられました。地域の方々の参画を得て、子供たちが学習、スポーツ、交流活動などを通して、地域社会の中で健やかにはぐくまれる環境づくりを推進するものですが、青少年健全育成としての教育行政の現状及び今後の方向性をお聞かせください。また、安心・安全の町づくりへの対応もあわせて答弁をいただけたらと思います。

これで総括質問を終わります。よろしく願いいたします。

議長（吉富 隆君）

学校給食について、執行部の答弁を求めます。

教育課長（岡 義行君）

失礼します。今の漆原議員の質問について、答弁をいたします。

学校給食についてということで、民間委託の現状及び地産地消、食育活動についてということで答弁をさせていただきます。

まず、学校給食は、平成20年6月24日に入札をいたしまして業者が決定し、1食当たり単価144.9円で委託契約をしております。その当初は、下津毛のほうに工場を建設し、そこでつくるといような計画でありましたけれども、排水基準等の問題で建設が不可能になり、別の既設工場を買収する計画になり、現在の川久保工業団地内に決定されております。

決定後、協議を重ね、平成21年4月7日から給食が開始され、久保泉工業団地内できり、そこから約25分、30分弱ぐらいで小・中学校に運搬しており、現在到着時間は大体11時から11時半ぐらいになっております。

なお、献立につきましては、町の栄養士が立てた献立を委託先の栄養士と協議をしながら、毎月1回の献立委員会で決定をいたしております。きのうなんですけれども、6月15日には小・中学校の保護者を対象に試食会も実施しております。

地産地消につきましては、昨年度まで上峰産のアスパラ、トマト、白菜、ミカンなどの食材を収穫時期により年間二、三回ぐらい、町内の商店を通しまして使用してございました。民間委託になっても価格や数量、品質等を含め、納入体制が整えば業者と協議を交えながら、

給食週間などのポイント的に実施するように考えております。

食育活動につきましては、健康と栄養の大切さを理解し、思いやりと感謝の心を持って、だれとでも楽しく食事ができるようにすることを目標に掲げ、各場面で指導していただいております。

以上、学校給食民間委託の現状及び地産地消、食育活動についての答弁を終わります。

4番（漆原悦子君）

今答弁をいただきましたけれども、1食当たりの委託単価、そういうものは計画どおりに進んでいるかと思いますが、皆さんのところにも耳に入っておろうかと思いますが、4月7日から民間委託をして給食を開始されているわけですが、最初に昨年6月議会のときには、先方さんの回答と思いますが、現在の給食と遜色ないものを提供しますと断言されておりました。これは教育長の答弁です。また、その後も同じような回答をずっといただいております。そういう中で、子供たちを通したり、また最近では地域の方々、それから子供さんがいらっしゃる家庭の方からまでも、給食の対応がちょっとおかしいのではないだろうかという質問が届いております。

そこで質問をさせていただきます。

まず、栄養士さんですが、昨年、教育長さんは平成20年の6月です、同じですが、管理栄養士を持った調理員がいるので、栄養士を兼ねて私会計、事務処理までやっていただきますという回答を教育長のほうからいただいております。それに基づき、昨年11月から12月は午後から研修、1月から3月までは個人さんの勉強会、栄養士としての勉強会ということで、先方さんの鳥栖給のほうに行っていたらと思っておりますが、皆さん御存じのように、4月に入ってから栄養士の方が異動になられまして、健康増進課の栄養士さんということでいらっしゃいます。

そして、新たに専任の栄養士さんというのが、何と臨時栄養士さんですね——を、何とか応急的に呼んでいただいたような格好に私は受けとめられているんですが、それで本当にやっていけるものなのか。そしたら、その5カ月間、何のためにお金を使って向こうで研修をされたんでしょうか、何で本人さんがかわられる理由がそこで発生したんでしょうか、まずその辺からお聞かせください。

教育課長（岡 義行君）

議員さんの御質問のとおり、昨年度より当町の職員、栄養士の資格を持っている職員を学校栄養士として昨年の11月から研修をさせていたんですけれども、その中で本人、長年調理員として従事していて栄養士の勤務は経験がなかったもので、ずっと研修する中で自信がないというようなことで申し出があり、私たちも教育長も含め再三説得はしたんですけれども、やはり自信がなくやっていけないということでありましたので、県の体育保健課のほうに御相談をいたしまして、だれか経験者がいないかということで推薦をお願いしまして、現在、

4月3日から現在の栄養士を臨時職員として雇用しておりますけれども、この雇用している栄養士につきましては、平成15年に佐賀市の鍋島小学校、平成18年、川副中学校、昨年度は小城中学校で学校栄養職員として勤務していた実績がありまして、学校栄養士としては経験豊富でありますので、臨時職員として雇っている次第であります。

以上です。

4番（漆原悦子君）

経緯はわかりました。ただ、5カ月間無駄な時間を過ごされたなど、もったいないなと思っております。もっと早くにやられたら、大分経費的にも違ったのじゃないかなと思っております。

そして、個人的には触れたくないんですが、今まで嘱託で対応していた栄養士の仕事を今現在職員でやっていらっしゃるということは、やっぱり納得いかないのかなと、常識から言ったらですね。そこだけでも嘱託でもやれたのではないのかなと、経費的にですね。それは思っております。

先見の明がなかったと言うしかないのでしょうかけれど、それだけ危機意識がなかった、やっていただけるだろうと。再三、管理栄養士で本当にいいのか、できるのかということで、何回も議員さんたちも質問をしているはずです。同じ回答をずっといただいておりますので、そういう人事は二度とやっていただきたくないと思っております。

まず、栄養士さんがかわられたのは、じゃいいです。そしたら、今いろいろあっていますが、おいしくないとか、いろんな話をはっきり言って出ています。時間の契約仕様書、それから学校給食の仕様書、それから学校給食の実施要領、これを再三検討されたと思っております。

昨年の6月24日に入札が終わって、鳥栖給サービスに変わられた、決まったということで、本当に金額的には安い金額で、私たちもそれでやっていけるかというぐらいちょっと心配したんですが、それはそれとして、向こうがやってくれるのであれば、遜色ない食事をつくらせていただきさえすればいいのですけれども、昨年の入札後、8月5日から受託事業者による学校給食センター視察及び協議が11月末まで4回実施されております。そういう中で、いろいろ協議をされた中で、今現在スムーズにしているかといったら、私が見た目ではスムーズにいていないと判断をしております。

それはといいますのは、まず1点目、給食は子供たちが食べる2時間前に調理完了して、配送準備をして学校に届けることになっております。それが突然ですが、先週のある1日、11日ですけど、抜き打ちで現場視察に行きました、役員さんとともにですね、朝電話をして。そしたら、何と9時20分過ぎに着いたんですよ。ライン全部終わっていました。ということは何時間前ですか、2時間前の基準に当てはまっていないと思います。

それから配送、梱包して学校まで届けるんですが、今は11時過ぎに着くようになっています。

すと言われました。契約の中では、学校給食の実施要領の中では、上峰中学校、小学校ともに車が2台出ますので11時50分配送着となっています。ここで約1時間違っています。これはどうしてでしょうか、お答えください。

教育課長（岡 義行君）

先ほどの議員の御質問にお答えいたします。

今の時間の件なんですけれども、2時間前——2時間というのは10時半で作業終了と、それから配送と。その後、こちらの小学校、中学校のほうに配達というふうな時間的な経過があるんですけれども、その中で我々も向こうの業者のほうと詰めてはいるんですけれども、向こうの業者も学校給食だけで5,000食、全体の弁当まで含めると1万食近くつくっていると。そういう中で、そういうふうな時間的な経過というのがなかなか難しいというようなことで、我々もできるだけ10時半にでき上がりというようなことで話はありよるんですけれども、その点につきましては今後も業者のほうと詰めた話をしていきたいと思っております。

以上です。

4番（漆原悦子君）

今、1万食あるので時間的に難しいという回答をいただきましたが、訪問したときがたまたまだったかもしれません。ですが、作業ラインに人が3人ぐらいしかいないんですよ。それから、外注の要するにお弁当ですね、民間のお弁当だと思います、幼稚園生とかちよつと持っていったり。そののところも2人ぐらいしかいらっしゃいませんでした。ということで、時間的にできないということはないと思うんですよ。その辺はやはり、うちの教育委員会の詰めをもっと厳しくやっていかななくてはいけないのではないかなと思います。

実は、文科省の学校給食の基準ですね、委託する基準というのは、まず、献立の作成は、学校給食法に基づいて設置者が必ずつくるということですね。これはクリアですね。それから、2番目の物資の購入、それから調理場の管理、立入検査、これについてはPTAのほうですね、私会計になりましたので、とりあえずは先方さんに仕入れもお願いしているという状況です。そして、もう1つ、一番大事なのは3番目に安全確保ですね。

この中でちょっと気になるのが、調理場の管理、立入検査ですね。4月、5月、今6月です。その時間帯に向こうに立入検査じゃないですけど、行って確認等はされているんでしょうか、時には。実は最初知らなかったんで、栄養士さんにどのくらい行ってありますかと私聞いたんですよ、初めて会ったときに。月に1回行っているかなというふうな感じでした。ほとんど行けませんと。

最初の約束、御存じでしょうか。委託業者が決まれば、そこに席を1つ設けて、献立から食材、調理工程、調理員の編成など毎日チェックし、安全で安心できる給食の提供のため、十分検討協議、対応をしていきたいと。これも去年の6月です。去年の6月ということは入札のときですよ。そこまでなっていました。向こうに机もなければ、そういうチェックも

されていない。これはやはりPTA、準備委員会、保護者等とやったわけですよ。正直言って私、「何で議会でおまえは賛成したんだ」といって怒られました、数名の方にですね。

実は、準備委員会で20回ぐらい検討したんですよ。実は、平成18年の3月に私会計と民間委託の件を学校給食運営委員会ですか、そちらのほうでちょっと話が出て、じゃ平成18年の8月からきちんと話し合いをやっていこうということで、まず第1回目が8月ですね、それからずっと月1回、夜ですね、全部ボランティアですよ。日当もすべてなし、みんな自分たちの子供のためですから。教育委員会の方も大変だったでしょうけれど、延々ですね、去年おととしの9月26日で13回ということになっております。

町の意向を聞いたり、行革大綱の説明をしたり、それから実施状況の説明、備品等修理の状況、なぜ委託をしなくてはいけないだろうかと、それと保護者の意向、すべてずっと聞いてきました。9月からしばらく間があいたんですけども、その後、またずっと話し合いを続けながら、平成20年の運営委員会等でまた報告をしながらやっていきました。

最初の計画は8月ないし9月ごろ入札をするということでしたけれども、繰り上げて6月にばたばたと入札、給食試食会も3回ほど実施することが1回で終わり——そういうふうな状況でやってきております。そして、一応入札も終わり、6月13日に入札説明会、昨年24日に入札が終わって、決まったまではよかったです。そして、備品の関係ですね、いろいろ用意する備品の都合で、耐用年数を兼ね合わせて、委託期間は平成21年、ことしの4月から6年間、27年の3月までとなっております。その間に食材ですね、賄いの材料だけは私会計となっておりますので、保護者のお金ですから保護者で管理ということで、一年一年の契約となっております。ここの部分はいいとしてですね。

ただただ、これを聞かされただけでもおかしいと思われると思います、私は。だから、今現在、給食が始まって言われるのは、何で、あれだけ鳥栖給の責任者の人が来られましたよ。社長さん、それからだれだったかな、責任者の人が来られましたよね。そして、入札が終わった後に、7月29日だったと記憶をしていますが、対等ですり合わせをやりましたよね、保護者と。絶対大丈夫ですと、負けませんというぐらい、きっちりお約束をしてくださったはずですよ。にもかかわらず、4月からこういうクレームが出るというのは、詰めが甘かったのではないのかなと思います。その辺の詰めに関して十分にやられたのかどうなのか、その辺をお聞かせください。

教育次長（鶴田良弘君）

今先ほどから4番議員には大変心配していただいていると思います。

この間も給食運営委員会を開いて、本年度民間委託して第1回目の給食運営委員会を開いた折にもお話ししましたけれども、業者とはいろんな面で再三話をしております、担当者が。それにもかかわらず、そういうふうなまだ御意見が出ているということであれば、もっと詰めていかねばいけないかなというふうに感じております。

そして、まず第1点に、一番大切なのは、子供たちが安心・安全で給食をいただけることじゃないかなということで、そこは強く、まず第一がそこだというようなことで話をしていますし、今、漆原議員から言われたように設置者については、献立についてはうちでやっておるというような状況です。物資については単年度契約というようなことで今やっています。

それと、立入検査ですけれども、これはうちのほうも十分、今後、向こうの業者とやっていきたいというふうに思っております。

それから、栄養士の席の件ですけれども、これは向こうとの約束ですので、早急に席を設けて、栄養士も向こうで密に打ち合わせができるような体制をとっていきたいというふうに思っています。

以上、答弁といたします。

4番（漆原悦子君）

席については再度交渉していくということですので、きっちり議事録にも残っているはずですので、それと向こうの方も再三来ていらっしゃいます、話し合いもやっておりますので、きちんとその辺はやってください。

と同時に、昨年20年の9月議会の折に、年間経費約39,600千円、このときは大隈課長でした。鳥栖給センターの委託契約が28,400千円、栄養士プラス人件費、調理員4名分8,000千円、維持管理費100千円、合計36,500千円かかりますということで、その年が39,800千円ぐらいですね、19年度の決算報告で出ておりました。多分それを使用して回答してくださったと思います。

民間委託をすると、3,300千円節減になるんですよということをおっしゃいました。でも、保護者としては、手出しが多いんじゃないのかという懸念をずっと持っておりました。というのが、向こうに委託するためにコンテナ、台車、トラック、もろもろ食器——食器は地域の分でいただきましたからいいんですけれども、そういうのをしていくと結構な金額になります。平成20年度の数字が出ましたが、その数字よりも経費は高くなっていたと思います。ということは、減税幅は少なくなってきたと思いますよね。いろいろもろもろあるでしょうけれど、その辺の積算はしてありますでしょうか。

そして、アレルギーとか、安全とか、そういうのはきちっとしますと最初から言っているのでもいいんですけれども、今配送を車2台で来てもらっているんですけれども、実は学校給食調理等業務委託仕様書、こちらのほうに、食缶を入れた配送コンテナは各校の配ぜん室へ指定の時間までに配送すること、配送する時間は30分以内とするということになっているんですが、普通、いわゆるパントリーと私たち言うんですが、食品を入れるところですね、小屋ですね、ちょっと小さな部屋ですけれども、小学校も中学校も——中学校は2階、3階とあります、小学校も3階あります、南のほうにもまた別にありますけれども、そこへ給食センターがやっていたときと同じ状態で、そのまま丸抱えで委託となっていたはずですが、

現在は昔の給食センターのところまで運ぶだけで作業をしていらっしゃる。

実は、こちらのほうも各階の食品を上げるエレベーターのところまでは届けるという約束になっておりました。今現在、図書の先生とか、事務所の先生とか、いろんな方が必死になってやっていたらしく、なれないので時間が早目に届いていると私は判断をしておりますけれども、これも契約事項です。どこかで食い違っているのかもしれませんが、その辺の確認をいま一度やっていただきたいと思っております。

この間、現地へ行って食事が子供たちに届くまで、最後までずっと見て試食までして帰ってきましたけれども、そういう手間暇がかかって、子供たちが4時間目の授業が終了しても、それから牛乳をとりに来たりいろいろやるんで物すごく時間がかかって、実際食べている時間は結構ですね、12時半、完璧過ぎていますね。それから、やっとお盆に入れて、よそっているのかなという気がします。そして、1時半ぐらいまで給食時間はあろうかと思いきや、後はすぐ掃除になりますので、ゆっくりと食事がとれるのかなとちょっと心配もしております。

そういうことで、約束をした部分がどういう手違いか私は知りませんが、最初、4月、5月——5月はどの辺ぐらいまでかちょっとわかりませんが、4月は間違いなく、先方さんの費用でもとの臨時職員さんですよね、調理員さんの臨時の方でその食事の対応を、移しかえたりいろいろやってあったのが突然に中止になって、どうも聞くところによると、契約じゃないからやらないというふうな話もなっています。もしそうだとすれば、4月に何で向こうさんが自分のお金でその人を4月、5月、ちょっと雇われたのかなと。それがあったからこそ、人件費を持たれたと思っています。これもばかになりませんので、その辺の今の現状というのはどのようになっていますでしょうか。

教育課長（岡 義行君）

失礼します。今の議員の御質問にお答えいたします。

まず1つが、経費の面ですけれども、平成19年度の決算額、先ほど言われたように39,821千円ということで19年度の決算額となっております。20年度の決算額というのはまだ今策定中なので、まず20年度の当初予算額でいきますと、決算額と比較して38,632千円ということで20年度の当初予算額となっております。21年度、今年度なんですけれども、今年度の当初予算額、先ほどの委託料28,447千円を含めまして33,069千円ということで、20年度比較になりますと、21年度に当初3,153千円の食器購入を入れておりますけれども、これを除いた額の節減でいきますと5,563千円、20年度との比較で言えばなっております。なお、食器購入を入れますと8,700千円ぐらいの節減になります。

その次の配ぜんの関係なんですけれども、先ほど言ったように平成20年の6月24日に入札をいたしまして、鳥栖給サービスさんのほうに決まりまして、そのときの仕様書によりまして、配送コンテナは各校の配ぜん室まで配送することになっておりました。その文書をちょ

っと読んでみますと、4、業務内容中、(5)配送及び回収、「食缶を入れた配送コンテナは各校の配ぜん室へ指定の時間までに配送すること。配送時間は30分以内とする。また、給食終了後は速やかに各校の配ぜん室から回収すること」となっております。

業者の決定後、打ち合わせ協議を重ね、平成20年8月5日には各階の配ぜん室、これも業者と確認をし、平成21年の4月3日も現場で確認をいたしております。ところが、平成21年の4月6日、ちょうど給食の開始前日に鳥栖給さんのほうから申し入れがありまして、契約書には入っていないんじゃないかと、ほかの市町村の学校給食は小・中学校指定箇所1カ所に納品していると、それから先の校内配ぜん業務は市町村の責任において行われておると、1カ所でお願いしたいという申し出がありました。

その中で、急な申し出でありましたので、こちらとしても体制ができていないので、しばらくの間——というのは4月、細かいところまで言いますと、実際は5月11日からこちらのほうですようになっておるんですけれども、しばらくの間、そちらの業者のほうで対応をさせていただくようになりました。このことについては、入札時の仕様書で先ほども言ったようにうたわれておりまして、こういうふうで5月11日からこちらのほうの職員でしたことの行為はいけなかったことだと思っております。大変申しわけありませんでした。

ところが、前々任者にその入札時の内容を確認いたしましたところ、現場説明会において、配ぜん業務については運転従事者に手伝いをお願いする、運転してきた者に手伝いをお願いするという説明をしていたということでした。つまり、主なる配ぜん業務については、委託じゃなくて、お手伝い程度の内容であったということでありまして、その後、平成20年7月に人事異動があり担当者がかわり、担当者は仕様書にそういうふうに配ぜん業務は業者がやるとうたわれているということで、そういうふうに思っずと業者のほうの方と協議を重ねてまいりました。

私も平成20年12月にこちらの教育課のほうに異動になりまして、何の疑いもなく、配ぜん業務は業者でしていただくとおりました。そういうふうで、最初の入札時につきましては、お手伝い程度ということでありまして、それから現在まで3人の担当、3人の課長がかわっており、その間の詳細の引き継ぎができていなかったということが今回のことになったと思います。

なお、小学校については校長先生とも協議し、箇所数も多く、校舎も分かれておるので、現在の職員体制では困難であるということでしたので、今回、補正予算で計上しておるんですけれども、緊急雇用対策で4月より2名を雇用する計画で今回の補正に上げております。

なお、中学校につきましては、以前より中学校の職員さんのほうで配ぜんされておりましたので、今後、校長先生とも協議しながら、中学校につきましては対応をしていただきたいと思いますと思っております。

以上です。

議長（吉富 隆君）

お諮りをいたします。4番漆原悦子君の一般質問の途中でございますが、ここで休憩をしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

異議なしと認めます。したがって、13時まで休憩をいたします。休憩。

午前11時57分 休憩

午後0時58分 再開

議長（吉富 隆君）

再開をいたします。

休憩前に引き続きまして一般質問を再開いたします。

4番漆原悦子君の質問から始めさせていただきます。

4番（漆原悦子君）

じゃ、午後の質問をしていきます。

先ほど利益が5,500千円ちょっと出るというお話でしたけれども、19年度より経費、いろいろ総額はふえていたと思うんですよね。だから、金額的には削減、だから、ふえたようにとられるかと思うんですが、実質はそれに基づきいろいろな備品を買ったためだと思っていますので、ふえているわけではないと思っております。

ただ、1つだけ確認をさせてください。先ほど委託の総額は28,400千円ですけれども、栄養士プラス人件費で8,000千円と維持費100千円というのが出て、給食にかかる経費がトータル36,500千円ですよということで、この人件費は調理員4名となっているんですが、これもうちで払うべきものですか。それを教えてください。

教育課長（岡 義行君）

21年度の当初予算的には職員の人件費というのは入ってなくて、先ほどの栄養士の賃金、これが1,100千円程度入っております。平成20年度になりますと、給食センターがまだ運営されておりましたので、この分では所長プラスの調理員3名ということで、人件費は入った額で総額の38,000千円が20年度当初予算的に入っております。

以上です。

4番（漆原悦子君）

はい、十分わかりました。

そしたら、もう21年度からは経費が要らなくなりますので、金額的にはふえていくものと、削減額はふえていくものと思っておりますが、いろいろな面で配送してこられたときの温度も仕様書の何ですか、これは仕様書ではなくて、実施要領の中に温度が書いてありますよね、何度で配送というのが。上峰町学校給食の実施要領の中で適正温度、温かいものについては

65度C以上とし、冷たいものについては10度C以下とするとなっていますが、この分も多分今現在よくて57度ぐらいで入ってきているのかなと。もっと低いときもありますよね。だから、その辺もあわせて先方さんと、なれてくればということ先ほどから言われていますけど、その辺もこうやって実施要領があったり、仕様書がありますので、逐次確認をしていただきたいと思います。

そして、先ほど人件費をということで2名とおっしゃられましたが、今度6月の補正で計上しておりますと。だけど、約束が約束がですので、そういうわけにはいかないでしょう。再度やっぱり交渉をしていただかないと。それが私たちには——私たちと言ったらいけませんね。準備委員会の中ではそこまで話をしてあるんだから、そのきちんとした報告をしていただかないと認めるわけにはいかないと思うんですけれども、財政健全化と言いながら、財政健全化じゃなくって、かえって足が出ると。約束どおりにしていれば要らない分ですよ。だから、栄養士さんにしてもしかりですけれども、栄養士さんも1年の臨時ですよ。正職員がきちっと任命されているのであれば、できませんと言うておられるのもおかしいと思うんですよ。普通の民間だったらやめざるを得ませんからね。それだけ厳しいんですから。

今ずっともろもろお話をしてきましたけど、この話を聞いていて、財政健全、確かに民営化することによって削減額は出てきました。だけど、子供たちに今のところ影響が出てきているわけですよ。半年とか1年後に少しやっぱりねとか、物価が高くなったからだったらわかるんです。だけど、基本的に4月の当初から出てきたらおかしいですよ。この辺、町長さんはどう思われますでしょうか。ちょっと財政健全等なっていっていないのかなと。かえって手間暇、職員さん等も使ったり、お手伝いをさせたりしてあるんで、本来の仕事ができていないんじゃないかなと思うんですけど、お願いします。

教育長職務代理者（鶴田良弘君）

町長の答弁に、私のほうから若干答弁させていただきたいと思います。

というのは、今、2名の人件費というようなことで言われましたけれども、先ほど午前中申し上げましたとおり、配ぜん業務は契約にないと、南校舎までですね。そういうことでうちのほうも勘違いしてしまして、もうどうしても調理場所が変わって、いろんな事情が変わってきたわけですけれども、その中で業者のほうも、もうお手伝いはできないというような口頭の申し入れがありまして、うちのほうとしては、たまたま佐賀県緊急雇用対策事業というような10分の10の補助がございましたので、これは平成21年、ことしですね、22年、23年、22、23はどうなるかわかりませんが、うちとしては学校と教育委員会と業者と、その雇用をしなくていいように努力していくというような話し合いをしていきたいと。今回、学校もなれるまでというようなことで、2名をうちのほうで雇って、継続的に雇うんじゃないくて、なれる間、人件費で緊急雇用対策事業でやっていきたいというふうに考えておりますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

以上です。

町長（武廣勇平君）

4番漆原議員の御質問、今、担当の課長からさまざま御説明がございましたが、おっしゃられるように、子供たちの安全、食の安全というものを心配されての質問だったと思います。本当に詳しくお調べになられていられて、心から敬意を表させていただきますが、私もその不安というものを今聞いておりまして感じておりました。町として栄養士の面と配ぜん、これについては勘違いということもありまして、御迷惑をかけたことではございます。

ただ、配送ですね、9時半と、先ほどもう既にできていたという話でありましたし、温度にしても57度ということではございまして、町としてこの間、民営化に至るまでに委託の仕様書や栄養管理基準、そして契約書、実施要領、さまざまいろんな締結をしているにもかかわらず、そういった民間業者だからと、1万食つくらばいかんけんがというようなことで、私たちが多少戸惑っているということではございまして、これについては業者のほうに強い態度でしっかりと要求していくことが必要だと私も思っております。

以上でございます。

4番（漆原悦子君）

ちょっとくどくなるかもしれませんが、昨年の20年の12月議会の答弁、よろしいですか。「学校の給食の安全性及び平成21年4月からの給食提供に支障を来さないようにする」という回答と、「給食の安心・安全には協議の必要がないようにしていくという回答をもらっています」という答弁書が出ております。私たちは入札をするときもきちんとお願いをしたはずです。入札をかけるときに、こちらの条件は十分に出してから先方と協議をしてやっていただきたいというお願いをしたはずです。これ一度や二度ではありませんよね。ということは、私たちがこの議会でいろいろ話しても全然聞かれていないんですかね。議会無視ですか、軽視ですかととらざるを得ないのかなと。

それと同時に、今、賃金、臨時の人2名と言われましたけど、よく資料を見てください。3名になっているはずですよ。いいかげんな答弁はしないでください。お願いします。

教育課長（岡 義行君）

予算書、今、補正予算の話なんですけれども、その中には3名ということで記載しております。2名というのは緊急雇用対策、この部分で配ぜんの部分が半日の2人ということで、これが2名です。もう1人、3名のうちのもう1人というのが、現在、栄養士として雇用しておるんですけれども、この方についてが当初月15日間ということで雇用しまして、本人と話しまして、15日じゃ一月献立というのは難しいということで、20日間に補正をさせてもらいまして、5日間の今回その部分で補正が入っている部分で計の3名ということですよ。

以上です。

4番（漆原悦子君）

わかりましたけど、自分たちがわかっていけばいいわけじゃないですよ。議案審議は控えておりますけれども、基本的に財政ですね。健全財政と言いながら逆行していると思います。その辺十分考えてやっていただかないと、ちょっと考えざるを得ないところが出てくると思いますよ。

本当にこの分は子供たちが毎日食べている分です。正直言って4人の子供さんがいらっしゃるおうちの方からも、子供が帰ってきておなかがすいたと言って、以前、給食ですごいトラブルやったんですよ。そのときにも、これ以上のバトルあったんですけど、そのときみたいに、帰って子供が御飯と言って帰ってくると。何やっていますかと。私、一晩徹夜で話したんですよ。帰してもらえませんでしたから。そのくらい親御さんたち心配していますから、その辺はお金があるから雇用する、いやあ、担当者がかかったから、引き継ぎがまずかったから、これは再三再三お願いをして、人事というものは軌道に乗るまではかえないでくださいというお願いをしながら18年からやってきたわけですよ。にもかかわらず、今お聞きになったように、もう3人かかわっていますよね。かわったら、相手にとってはラッキーですよ。ある意味で。知りませんよと言ってしまえば、そういうの聞いていませんよ、契約書載っていませんよと言えばですね。慎重にやっていただかないと困ります。

でき得れば、この議会終了後でも結構ですけど、契約書を1部出してください。そこまでよろしいですか。見せてください。いただいてよろしいですか。確認をさせていただき、返してくださいと言えばお返しします。しかるべきところをきちんとやっていないところに問題がありますので、私たちはいつでもチェック機関、チェック機関ちゅうて怒られていますから、その辺しっかりとやらせていただきたいと思っておりますので。

みんな一生懸命やっているんですよ、お金を減らそうと思ってですね。だけど、何回言っても、18年から今までですから、何回質問しているか、後で調べたらわかるんですけど、本当に子供のことを質問しない人いませんよ。そういう中で、やっぱり真剣に受けとめて対応をしていただかないと本当に困りますので、気を引き締めてきちんとやっていただきたいと思います。

これで学校給食については終わりたいと思います。

議長（吉富 隆君）

答弁は要りませんですね。

教育長職務代理人（鶴田良弘君）

今、4番議員、契約書を提示してほしいというようなことでしたけれども、情報公開条例にのっとり、公開できる分は公開していきたいというふうに思っています。

以上です。

議長（吉富 隆君）

行財政の取り組みについて、執行部の答弁を求めます。

子ども安全課長（大隈忠義君）

教育行政の現状、今後の方向性というふうなことで御質問いただいております。この部分につきまして、私のほうといたしましては、放課後児童健全育成事業というふうなことかと思っております。放課後児童健全育成事業、通常、放課後児童と申しますけれども、この目的ということにつきましては、今日の核家族の進行及び女性の社会進出による留守家庭の児童の増加等、多様な児童の健全育成上の諸問題に対処するため、昼間、保護者等がいない家庭の小学低学年の児童等の育成、指導に資するため、遊びを主とする健全育成活動を行う地域として児童クラブを設置し、児童の体力増進、情操を豊かにするなど、児童の福祉増進に資することとしておるところでございます。

平成21年度の児童の受け入れというふうなことで、対象学年の小学生1年から3年生まで、定数的には80名でございますけれども、現在、77人を指導者3人で授業の終了後から午後6時までお預かりし、指導に当たっているところでございます。

受け入れ児童に対し、指導者数が少ないという問題があります。基準的には児童20人に対して指導者1名というふうになっており、本町では児童の受け入れが、先ほども申しましたように、現在77人でありますので、4人必要というふうになり、1名の不足というふうな状態でございます。今回、6月補正の要求に当たり、佐賀県緊急雇用創出基金事業の対象事業に該当するというふうなことで予算を計上しておりますので、よろしく願いをしたいと思います。

また、放課後児童における土曜日の開設、土曜日開庁ですけれども、これにつきましても、地域活性化・経済危機対策臨時交付金の対象に該当するというふうなことで、今年度から開設するというふうなことで指導員の賃金を予算計上しておりますので、あわせてお願いをいたしたいと思っております。

今後の方向性というふうなことでございますけれども、放課後児童の健全育成事業の補助基準が平成22年度から変わってまいりまして、大規模児童クラブ、71人以上のクラブでございますけれども、このクラブについては補助の対象にしないというふうなことでございます。今後は、放課後児童クラブの定数が小規模70人以下のクラブでございますけれども、70人以下、開設日数が年間251日以上とれなければ補助の対象になりません。こういったことで、これからも上峰町児童クラブを継続していくために、補助基準に沿った体制をつくっていきたいと思っております。

続きまして、安心・安全まちづくりへの対応というふうなことでございます。この部分につきまして、子ども安全課といたしましては、町内防犯パトロール、また学校安全パトロール、それと、安心・安全の日の夜間巡回のパトロールというふうなことで、子ども安全課というふうなことで実施をしているところでございます。

学校安全パトロールにつきましては、昨日も8番議員の質問の中で回答したように、保護

者の出席率が低下しておりますので、基本的には保護者の自分たちの子供は自分たちで守るということを基本にいたしまして、その意識を再度高めるとともに、また、ボランティアの方々への募集というふうなことで、ボランティアの社会教育団体と呼びかけながら、個人登録をしていただくというふうなことで今後も進めていきたいと思っております。また、昨日も申しましたように、広報紙でも募集をかけておりますので、そういったところで募集をかけていきたいと思っております。

また、町内防犯パトロールというふうなことで、これに対しましても月曜日から金曜日、午前、午後1時間程度ということで、青色回転灯で町内を一括して回っているところでございます。そういった中で、この分につきましても防犯パトロールの中で大人が2名乗っているというふうなことで、いろいろと私のほうにも耳に入ってきておるところでございますので、こういったところにもボランティアの方々の募集しながら、補足をしながら活動していきたいと思っております。

また、安心・安全の日の夜間パトロールというふうなことで、現在、登録人員が16名というふうなことで、16の方が登録をしていただいております。安心・安全の日、15日というふうなことで、中央公園、小学校グラウンド、また三上の公園、公園等の部分を主に回っていただきまして、最後にサティの中を巡回し、終わっているというふうなことで、現状としてはそういったことで実施をしているところでございます。いろいろと人員が要る部分がございますので、ボランティアの方々を今後も募集しながら続けていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

教育長職務代理者（鶴田良弘君）

失礼します。私のほうから、教育行政の現状・今後の方向性の中の青少年健全育成の現状ということだったと思っております。今後の方向性と2点答弁させていただきます。

現状につきましては、青少年関係の事業を申し上げますと、夏休み前に学校、PTA、教育委員会、それから、青少年育成町民会議等々の合同主催で、御存じのように各地区で青少年育成地区懇談会を開催し、テーマといたしまして、「子供を地域で守り育てる」というテーマで各自治公民館で実施しております。また、11月には小学5年生から中学3年生までを対象に青少年育成大会ということで実施しております。これも小・中学校と連携をとりましてやっております。

それから、平成15年からですけれども、学校完全週5日制が実施されて、子どもの居場所づくり事業というようなこと、これは名称が変わってきましたけれども、現在も行っております。週末に文化協会、体育協会、それから体育指導員会、上峰太鼓等々の御協力を得ながら、ことしも6月から3月まで10カ月間、毎週土曜日に子供教室を開催しております。

また、本年度からは放課後子供クラブと、御存じのように、文科省と厚生労働省と一緒に

なって子どもプランということで、放課後子供教室と子どもプランと子供の広場を合体して実施したらどうかというような御指導も受けていますので、ウイークデーに週1回、水曜日に、ともだちひろばという形で3時ぐらいから1時間程度開催しております。

また、体験学習といたしましては、恒例になりましたサマーキャンプ、これも現在募集段階に入っているところでございます。昨年より小学4年生からを対象にしております。毎年大体70名前後の参加を得ている状況でございます。

それから、ことし新規事業といたしまして、通学合宿ということは今企画しております。これは、例えば町民センターで寝泊まりをして学校に通うと。日数的には2泊3日という形で、現在、計画をしているところでございます。

そしてまた、子供クラブと共催いたしまして、御存じのように、もう終わりましたけれども、スーパーキックベースボール大会、それから、生涯スポーツ係では町民歩こう大会、体育大会、これにもスポーツ少年団等々、子供たちも参加していただいております。それから、少年団体の指導者と地域の指導者、すべて含めてスポーツ指導者研修会も7月のほうに開催する予定でございます。それから、大人の関係もいいますと、文化祭、成人式、高齢者教室、それから女性セミナーというような行事も今開催しているところでございます。今後の方向性といたしましては、青少年健全育成事業を中心とした事業を生涯学習審議会の委員さん、あるいは青少年健全育成推進の先生方の専門的な御意見をお聞きしながら人づくりに努めていきたいというふうに思っています。

また、スポーツ関係におきましては、もちろん大きな団体である体育協会の方々の御指導を得ながら、あるいは体育指導員さんたちの御指導を得ながら、スポーツ振興に取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

4番(漆原悦子君)

まだ多分答弁は多々あるだろうと思いますが、時間が短くなってきましたので、ちょっと早目に進みたいと思います。

教育行政のほうは、ことし小学校のほうに社会教育のベテランの先生が来ていただいておりますので、しっかりとその方を活用していただいて、いい方向へ持って行っていただきたいという思いもありましたので、長年携わっていらっしゃる方ですので、ぜひ通学合宿等、新規の事業を計画されておりますので、子供を通して健全育成に努めてあげていただきたいと思っております。

今後の方向性も意見を聞きながらということですので、なるべくお金のかからないように、ボランティアさん、いろんな方の協力を得ながらやっていただきたいなと思います。

ただ、子供の広場とか、ああいうところ、大体あっていますと聞くんですよ。昨年度までは8教室、ことしは6教室プラスの水曜日の平日が1日で7教室ですけど、なかなか人数

的なことが出てきませんよね。何人ぐらい来ていますよとかいうのがですね。基本的に1年間どのくらい来たのかな、延べとかですね。そういう報告はあっていないと思いますので、その辺も兼ねて報告をしていただけたら、もっと参加する人も行きやすいのかなど。何となくいるんやろうかというふうな感じですね。やっぱりそういうところでも子供が1人に指導者が10人とかあったりしているようですので、そうなるとずっと引いてきますから、その辺の調整を教育委員会の生涯学習、とても忙しいところとは思いますが、しっかり頑張ってやっていただきたいと思います。

それと、緊急雇用とか地域活性化があるから職員を入れますとか、これを使いますと答弁されます。だけど、よく考えて、もっと違うのに使われるところないですかと逆質問をしたいです。というのが、町長さん、なられてまだ日が浅いんですが、いろんなところを回っていらっしゃると思うんですけど、ぱっと見渡したところでも、よろしいですか。私がもうずうっと今まで言ってきたことを言います。

そこのすば一く上峰ですね、あれできたのが平成10年ぐらいだったと思います。そうすると、周りが全部ガラス張りです。あそこのドアが壊れたり、上の排水、雨どい、あの辺とか悪くなったり結構しております。だから、そういうところも皆さんがほとんど利用しておりますので、そこの改修ですね。

それから、おたっしゃ館、予算を結構つぎ込んでいるからと言われるかもしれませんが、中に入られて気がつかれた人は何人いらっしゃるかなと思うんですが、制御盤が事務室にあります。そこの1カ所のランプがずうっと点灯したままです。ボイラーの緊急のブザーが点灯しっ放しなんですよ。ということは、そこを修理するためにもやはり100千円できない、数十万円かかるかなという感じがするんで、人の命ですね、高齢者の人からいろんな人が来ています。もし何かあったら、基本的にブザーが鳴るようになっているんですけども、ブザーが鳴らないでランプがついたままになっています。そういうところはすぐにでも修理をしておかないと、何かあったときは危ないと思います。

それから、前牟田学習等のところですね。あそこの施設がありますが、そこの玄関の左側、地盤沈下でたしか排水管ですか、あそこのところがもう大分下がってきているので、あそこも今から梅雨になると危ないのかなど。何でこういうところをされないのかなど。やっぱり上から大字の堤、坊所、江迎、前牟田、いろんなところ1カ所ぐらいずつでもこういう緊急ですね、地域活性化があったらば、そういうのに使われてもよかったのかなど、部分部分ですね。検討をされたんだろうかと。いろんな人が質問をしておりますけれども。

それから、公用車のキャビン、あれも昨年、その前ぐらいからでしょうけれども、エアコン等全くきいておりません。暑いときは汗ぶるぶる、冬は寒いまま、そのままで今運行、しっかり手入れをしておりますので車は動くんですが、そういうのがきいておりません。自分たちで行けばいいやと思われかもしれませんが、やっぱり使う比率の多いところ、利用す

る人の多いところ、そういうところから、こういうときは一回きりですので、よく検討してやっていただきたいと思います。その辺を検討されていなかったら、またその次もあるのかもしれませんが、本当はそういうところを精査して、各担当課長の人は多分言ったらわかっていらっしゃるのかなと思いますので、その辺ぜひお願いをしたいなと思っております。

時間も過ぎてきましたけれども、先に用件だけ言いますね。

それと、トライアルが今度オープンになります。町長さんも現場を見に行ってくださいましたのでよくおわかりかと思うんですが、車の交通量がふえております。吉野ヶ里温泉の前の道路ですね、東側の道路。南北に走っていますが、あそこを30キロ規制をしていただきたい。これはお金はかからないと思います。行動をしてさえいただければ何とかなると思っているんですが、お願いをされたと思うんですけども、その後、何かアクションは起こされましたでしょうか。その辺をお聞かせください。

それと、安心・安全のまちづくりの対応ということで、その辺今度の予算の中で全く入っていなかったのも、その辺ちょっと私もなぜだろうというふうなところを思っております。

それと同時に、これからいろんな取り組みの中で、社会教育の分野が福祉、健康増進課まで幅広く、子育てからどんどん変わってきております。そういう中で、いかにして各課の連携をとるかですね。そういう部分をとっても心配しておりますので、その辺のお考えはどうなっていますか。ちょっとお聞かせをしていただきたいというのと、もう1つ、一番気になるのは、次長に聞きます。学校で何かあっていませんか。それでわかるかどうかです。わかる範囲であれですけども、町長さん、緊急の今度は地域活性化の事業、96,000千円以上のお金来たんですが、いろんなところを回られて、いろいろ配分されたのか、何かがあつてされたのか。どこに使ってもいいんですよ、それは。だけど、やっぱり一番必要性のあるところから使うのが基本じゃないのかなと思っておりますので、その辺の答弁をお願いします。

事情に関しては時間がありませんので、いろんな話が出ていますので、ちょっと教育長がいらっしゃいませんので、代理ですけど、とっても大事なことで、もう目を皿にして、耳をよく開いて皆さんの声をきちんと聞いてください。よろしいですか。答弁をお願いいたします。

教育長職務代理者（鶴田良弘君）

たくさん言っていただき、本当にありがとうございます。社会教育の重要性も言っていただき、小学校に専門の先生が来られたと十分言っておりますので、協力していただくという約束も取りつけております。

それからもう1つ、子供の広場の人数関係ですね、720名で延べ125日、それぐらいで参加を得ております。

それから、今学校の問題ですけども、議員もう聞かれているというふうに思いますけれども、4学年のあるクラスの担任の先生を病気というようなことで、病気の診断書が来て、

1年間担任を外すというような措置をとりました。それは校長の裁量でやっております。これはあくまでも病気というようなとらえ方で担任をかえております。それはもうクラスの御父兄さんが安心するように、校長名で文書でお渡しをしております。14日に小学校の授業参観があったと思います。その中でも十分説明は学校のほうからしておりますので、落ちついていくと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

町長（武廣勇平君）

4番議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

さまざま御指摘をいただきました。まず、安心・安全のまちづくりについて参加できているかという御質問であったと思います。今回の地域活性化・経済危機対策臨時交付金の中で耐震の補強、それやら小学校のナイター照明、これがかなり老朽化して、今にも倒壊しそうなおそれがあるということで、これを撤去するというような内容や、さらに言えば、そういったさまざまな安心・安全のまちづくりに向けての予算化をさせていただいているわけがございます。この交付金をしっかり回って、いろんな意見をちょうだいして決めているかということであったと思いますが、これにつきましては、先ほど申しましたように、内閣府の出している事例集がございまして、そこで大きく4項目ありまして、その中に該当するものということの中で考えさせていただいたわけがございます。

おっしゃるように、すばやく上峰、平成10年につくられたということでございますが、ドアの改修、本当に急がなければいけません。これについてちょっと調査費用として幾らか費用がかかるということでありまして、その調査の時期については今進めているところでございまして、なるべく早い段階で、町の一般会計、大変厳しい状況ではございますが、対応していきたいと思っているところでございます。

おたっしゃ館の制御盤ということでございました。これは私、きょう初めて知ったわけでございますが、お年寄りからの連絡でブザーが鳴らないというようなことがあってはならないとは思っております。これについても今後検討させていただきたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

4番（漆原悦子君）

もう時間が余りありませんので、簡単に言います。

まず次長ですね。次長のほうは多分記憶にあるかどうかわかりませんが、6年ほど前に上峰小学校で苦い経験をしておりますよね。一人の先生がつぶれております。退職されました。すごい惜しい先生でした。このときも意見が、教育委員会から聞くことと保護者さんたちから聞く話は全く逆でしたので、その辺をきちんと確認しながら、そういうことが二度とないようにやっていただきたいと思います。どんなに伏せても、やっぱり子供がいますので、

すぐ漏れてしまいます。だから、早目早目の対応、それと学校によく出向いて、学校教育課の課長さんたちと一緒に状況をよく把握していただきたいと思います。心配が広がらないようにですね。

それから、武廣町長さんはですね、トライアルの30キロの分ですね、この件をもう一回教えていただきたいのと、それから、先ほど言いました前牟田学習等ですね。雨が降ったらあそこに水が入ってきますよね。そうすると、大変なことになりますし、同じ状態でおたっしや館の三樹病院のデイサービスのほうで貸しているところ、あそこも穴がいっぱいあいて、毎回土を入れ込んでおります。その辺も自分の目を見て回って確かめていただきたいと思いますので、その辺お願いをして、もう時間がありませんので、トライアルの吉野ヶ里温泉の30キロの走行距離は、もう子供さんが本当少なかったんですが、今は何十人とふえていますので、とても危険ですので、あそこだけは、動いていただければお金は要らないと思います。自分の分だけでいいと思いますので、もうそろそろオープンになろうかと思いますので、早急に手を打っていただければと。それをお願いして、もう時間もありませんので私は終わりたいと思いますが、その御返事だけをいただいて、終わりたいと思います。

町長（武廣勇平君）

漆原議員の御質問にお答えさせていただきます。

トライアルの前の30キロ規制につきましては、しっかり今後働きかけていきたいと思っております。

また、前牟田学習等、そして公用車につきましては、地域活性化・経済危機対策臨時交付金、これの上限いっぱい、その上に申請するということはできないという状況の中で、検討はさせていただきました。いただきましたものの、今回は申請を見送ったという形になっております。今後とも安心・安全のまちづくりということをしつかりと肝に銘じ、町政の運営を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（吉富 隆君）

ただいま4番漆原悦子君の一般質問が終了をいたしました。

引き続きまして、1番松田俊和君お願いをいたします。

1番（松田俊和君）

皆さんこんにちは。私、1番松田です。ひとつよろしく願いいたします。

私のほうから質問事項2項目ありますけれども、朗読させていただきます。

1つ目、町長の本年度の、本年度といいますか、6月度における施政方針についてという名称で、行政改革に伴う意図はということを題材にして1つ目に質問をさせていただきます。

2つ目、先ほどの漆原議員と全く一緒の内容になりますけれども、ちょっと中身は違いますもので了承していただいて、社会教育全般についてという名称で、社会教育の現状及び今

後の方向性ということで私の質問事項とさせていただきます。ひとつよろしくお願ひいたします。

以上です。

議長（吉富 隆君）

施政方針について、執行部の答弁を求めます。

町長（武廣勇平君）

1番松田議員の御質問にお答えさせていただきます。

施政方針につきまして、先般、ここに私、施政方針を出させていただいたわけですが、大きく分けて協働のまちづくりということで、対話から協働へというところに一歩進めて、皆さんで一つの町をつくっていこうというような理念に基づく挑戦をしていきたいという方向性で出させていただいております。その中で、具体的に未来に向けての取り組み、そしてもっと風通しのよい情報公開をしながら、もっと風通しのよいまちづくりをしていこうということ、さらに、もっと安心・安全、社会保障の面におきまして、安心・安全が担保されるような町政をつくっていききたいということを本年度の事業として計上させていただいているわけですが、そして最後に上峰町の課題というところで、今、上峰が抱える実質公債費比率というところと、工業用地特別会計におきまして270,000千円の借金があるということを申し述べて、この問題意識を共有するために、町民参加型の会をつくるということで施政方針を締めくくらせていただいております。今後とも町民、そして職員も、そして議員の先生方とともに手を携えてまちづくりを進めていく、課題をクリアしていく、そういう一つの上峰町をつくっていききたいという思いで施政方針を述べさせていただきました。

以上でございます。

1番（松田俊和君）

ありがとうございました。

その中で1つ教えていただきたいことがありますもので、まず質問事項とさせていただきます。

町長の要するに施政方針の中で経営理念というのがあります。その中で「協働・協治のまちづくり」という欄がありますけれども、この協働・協治の具体的な案といいますか、どういうふうなことをやられるかをまず教えていただきたいと思います。

以上です。

町長（武廣勇平君）

1番松田議員の御質問にお答えさせていただきます。

大きく言って「協働・協治のまちづくり」というところで話させていただきますが、先ほども申しましたように町民参加型の会議を開き、町民の意見を取り入れた形でのまちづくりを進めていくということがその一つの例であると考えております。

また、情報公開を徹底して、町民の皆さん、議員の皆さんにも徹底した情報公開をもとに、開かれた町政を進めていくということで考えておるわけでございまして、また、そのスケジュールにつきましては、総合政策の諮問会議におきましては本年度じゅうに会議を開き、先日申しましたが、来年度の改革大綱に結びつけていくような答申を得られればというふうに思っております。

また、情報公開につきましては、今回の地域活性化・経済危機対策臨時交付金をございまして、そこにホームページ、上峰町のポータルサイトをつくるということで対応していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

1 番（松田俊和君）

先ほどの協働性という言葉が使われてまちづくりを進めていくということで話を伺いました。これは所信表明の中に書いてありますもので、そこまではわかります。

その中で、私のことでまことに申しわけありませんけれども、協働性という言葉は私は平成19年の9月議会において、こういうことをしたらいいんじゃないでしょうかということ、そのときのある総務課長に答弁をいただいた内容はですよ、ここにまた書いてきておりますけれども、ちょっと読ませていただきますけれども、「経費の節減関係から機構の関係を今後さらに検討を進め、できる部分は積極的にそういう——これは一つの課になりますけれども——課の統廃合等も今後検討しなければいけないというふうに思います」という答弁をいただいておりますよ。ページ数からいけば、9月の113ページに載っています。そういうことを言われて、今現在も2年たっていますけれども、全然変化がありませんけれども、今度の新しい町長としての要するに新しい発案なのか、前からの継続でもって今度の協働性をとられているものなのか、その辺をお伺いしたいと思います。

町長（武廣勇平君）

1 番議員の御質問にお答えします。

この協働ということで、議員のほうからも昔、そういった御提案をなされたということでございますが、今、地方自治体が置かれている現状、大変厳しゅうございます。三位一体で補助金も削減され、地方交付税が縮減され、それで税源移譲が進まないというような状況の中、どこの自治体も財政運営は大変厳しい状況でございます。その中で、単に狭義の協働というのではなく、いろいろな上峰町としても指定管理者制度、そういったもので民間委託、さまざま進めてきておりますが、単に民間に任せてコストの削減が図ればというだけでなく、逆に町民の皆さんの参加、そしてボランティアの皆さんに力になっていただきながら町政運営、自分たちで主体的につくっていくというようなまちづくりが今後の上峰町にふさわしい形じゃないかというところで、「協働・協治のまちづくり」というふうに理念をお示しさせていただきました。私の目から見てまだまだ足りないというところがあるかとは存じま

す。その際は議員のお知恵をおかりしながら、さらに深みのある協働・協治のまちづくりに向けて進めていきたいと思っておるところでございまして、今後ともお力添えをよろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

1 番（松田俊和君）

今、改革をしていくということで答弁していただきましたけれども、その中で「機構改革」という欄がありますけれども、「課の統廃合及び管理部門の再編成」という欄があります。その辺の検討の内容はどういうふうなことを検討されているか、ちょっと教えてもらいたいと思います。

町長（武廣勇平君）

1 番議員の御質問に答えさせていただきます。

機構改革につきましては、先ほど来質問を承っておりますが、私としては本年度さまざまな意見を聴取しながら、それは職内におきましていろんな立場の方、役付の方から意見を広く聞きまして、最終的に判断させていただきながら、来年度4月に向けて進めていきたいというふうに、そのようなスケジュールで進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

1 番（松田俊和君）

ありがとうございました。来年の4月からということで話をもらいました。

その中でまたちょっと繰り返しをしますけれども、きのう中山議員とか松尾議員からも質問がありました中で、経費節減のために課の統廃合、今現在、課は15あると思います。その中を統合してですよ、4月からということでまだちょっと詳しくは言えないかもわかりませんが、この今15の中の、先ほどある総務課の課長と言いましたけれども、そのときも答弁は全く一緒のような内容で、きのうもまた同じような内容を言われているわけですよ。ということは、2年たっても全然変化が今現在あっていないと。だから、私はこの4月中のまともに確実に確信して信頼しますけれども、その辺本当に4月にできるものなのか、もう一回伺わせてください。

町長（武廣勇平君）

1 番議員の御質問にお答えさせていただきます。

昨年からいろいろ御質問された上で、なかなか機構改革が進まないということであったと思いますが、私としましては、就任いたしまして、これを最初に御提案させていただいておるところでございまして、先ほど申しましたとおり、今年度中にさまざまな意見を広く聴取しながら、来年度に向けて実施できるよう努めてまいりたいと思っております。信頼していただけるような取り組み、信頼していただけるような形で進めていきたいと思っております。

以上でございます。

1 番（松田俊和君）

町長、期待しておりますもので、よろしく申し上げます。

それから、最後になりますけれども、町長の言葉として、上峰をよくするがために、「もっともっともっ」と、「もっ」とを3遍も使われて表現をされています。この「もっともっともっ」の要点、要するに何と何と何を改革として進めていくか。先ほど言われたとおりということで終わるかもわかりませんが、この「もっともっともっ」の3項目をもう一回教えてもらえませんかでしょうか。

町長（武廣勇平君）

1 番議員の御質問にお答えさせていただきます。

当初施政方針をつくったときは4回、「もっともっともっ」と書いておったわけですが、ここは私の心意気を示した部分でございますが、施政方針に盛り込んだ内容、これをこの1年間でしっかりと実現していきたい。それで、機構改革につきましても、しっかりと信頼を失わないよう取り組んでいきたいという心づもりでございます。

以上でございます。

議長（吉富 隆君）

お諮りをいたします。1 番松田俊和君の一般質問の途中ではございますが、ここで休憩をしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

異議なしと認めます。したがって、14時15分まで休憩をいたします。休憩。

午後 1 時57分 休憩

午後 2 時14分 再開

議長（吉富 隆君）

再開をいたします。

休憩前に引き続きまして、1 番議員松田俊和君の一般質問を再開いたします。

社会教育について、執行部の答弁を求めます。

教育長職務代理者（鶴田良弘君）

1 番議員の御質問に、社会教育の現状及び方向性ということで、4 番議員のときに事業関係は申し上げましたので、よろしいでしょうか。施設関係を述べさせていただきたいと思っております。

ここで、平成20年度の教育施設の利用状況でございますけれども、町民センター 5 万3,087 人、体育センター 2 万2,727 人、武道館・テニスコート 9,971 人、プール 4,555 人、中央公園 1 万1,151 人、夜間照明施設 1,266 人、小・中学校の体育館 1 万1,464 人、小・中学校のグラ

ウンド、合わせて1万2,618人、延べ12万6,839人の方々が利用していただいております。大変利用者数が多く、今後も利用者に支障を来さないように運営していきたいと思っております。

そしてまた、財政厳しいということで、昨年4月より町民センターと中央公園につきましては、議員御承知のとおり、職員で管理をしているというような状況でございます。

今後の方向性といったしましては、まず中央公園の管理につきまして、今回、佐賀県緊急雇用の基金事業というようなことで、管理人の人件費を今定例議会で予算を上程させていただいております。それからまた、昨年から申し上げましたように、昭和54年に設置しております小学校のグラウンドの夜間照明施設の老朽化に伴い、今回の定例議会において撤去予算という形で予算上程をさせていただいております。よろしく願いいたします。今後とも、先ほど言いましたように、各施設とも利用者が利用しやすいように努力してまいりたいというふうに思います。

以上です。

1番(松田俊和君)

ありがとうございました。

この中で、今、次長から言われましたけれども、ナイター設備の撤去、あとあそこのひよこ保育園ですか、あそこの近辺の遊戯場の機械というんですか、の撤去。撤去、撤去とは書いてあるのはわかります。けれども、そこをつくり変えるといいますか、新設して対応するとかという先のことの考えはありませんでしょうか。そこをお聞かせください。

教育長職務代理者(鶴田良弘君)

小学校のグラウンドのナイター施設については、撤去した後に利用者を中央公園のほうに持っていきたいと、勤労者についてはですね。今後、新設関係につきましては、財政がしっかりした力強いものになれば、当然予算要求をして、勤労者の夜間における運動不足を補っていききたいというふうに考えています。

以上でございます。

1番(松田俊和君)

今の答弁にちょっと私は不満ですけれども、勤労者だけが中央公園のほうに行っていたと。だけがありませんけれども、中央公園のほうに行っていたと。だから、子供さんたちはどうされるのか、そこの辺の考え。また、そのナイター設備、これ19年度ですけれども、1,365名が延べ利用されています。そういう方が全部子供とは言いませんけれども、勤労者の方でもないと思っておりますけれども、こういう方々の今後をすべて中央公園で賄うものなのか。その辺の検討をもう一回教えてください。

教育長職務代理者(鶴田良弘君)

今、少年スポーツについては野球、サッカーが小学校のグラウンドを使っております。それからもう1つ、フレッシュ上峰という団体がございます。そういう団体が今どれだけの練

習をしているかといいますと、週3日程度やっております。それを回していけば、大人みたいに全面中央公園を必要としないだろうと。北、南に分かれてやっていけば夜間照明は使えるんじゃないかなと。しかし、基本的に夜間照明まで使って少年スポーツを実施する必要性があるかどうかというのは別問題といたしまして、野球ひじとかよく言われていますけど、スポーツ傷害関係のそういうやり過ぎというようなことで、そういうふうなことで言われていますけど、通常の練習については十分賄われるんじゃないかなというふうに思っています。以上です。

1番（松田俊和君）

そこで、今、次長から財源が伴えば新設も考えると言われました。

そこで、町長に伺いたいんですけども、今度の地域振興のお金をですね、幾らかかるかはちょっとまだ想像はつかないかと思えますけれども、その辺の考えでもって予算でも組むような考えはないでしょうか、その辺をお尋ねいたします。

町長（武廣勇平君）

1番議員の御質問にお答えさせていただきます。

この小学校の照明、ナイターにつきましては、これは本当に膨大な額がかかるということを知っております。内閣府のほうからそういった地域活性化・経済危機対策臨時交付金ということで、今後もまた公共投資等が予測されるところでございますが、その財源ではなかなか設置までいくような財源ではないというふうに把握しておりますが、今後、財政の健全化が進みまして、町として設置が可能になれば、そこについては設置するよう検討をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

1番（松田俊和君）

町長も今言われたように、検討をしますと。検討されるのは幾らでも結構です。それはわかります。

だけれども、鶴田次長に伺いたいと思えますけれども、上峰にスポーツをするナイターは、あそこがなければ全然正直言ってありません。あそこの中央公園のナイター設備はスポーツをするがためのナイターではありません。そういう実情を考えて、上峰の憲章、5章目ありますけれども、その中にもスポーツをやって、町を楽しく元気に過ごしましょうという憲章の中にもうたわれています。それにもかかわらず、そういうスポーツ面の設備を外していつて、何がよくする町でしようかという考えはないのかどうか、その辺をまず伺います。

教育長職務代理者（鶴田良弘君）

まず、撤去する理由が安心・安全を確保しなきゃならないというようなことで、できればうちもそのまま使ったほうが勤労者の、あるいは子供たちのためになるんじゃないかと思っています。しかし、安全・安心が確保できないというような状況に来たものですから、撤去

と。じゃあ、その代がえというような御質問じゃないかなと思いますけれども、まず、子供たちは中央公園であの明るさで昼間から練習しますので、十分じゃないかもしれませんが、やっていけるんじゃないかなと。大人のソフトぐらいは何とかやれるというような体育協会からお話を聞いています。しかし、野球はちょっと難しいという、試合になればですね。その分うちのほうは、撤去した場合は、野球の団体関係については、中原も隣に中央公園ありますので、あちらのほうを当分の間御利用していただくというような方向でお願いしていく必要があるかというふうに思っています。

以上です。

1 番（松田俊和君）

今、当分の間という言葉が使われて私に答弁していただきましたけれども、私から言わせていただければ、まずあり得ませんという返答と同じじゃないかと思えます。

そこで、これはまた今先ほど次長から言われましたけれども、中央公園のナイターを使ってくださいというふうな返事をいただきました。この中で、あそこは今現在野球はできません。正直言わせて、ナイターに関しては、そんなときに、もし野球ができるようにするためには、これは鶴田次長から伺っていますけれども、50,000千円かかると、電気の配線から照明つけてですね。50,000千円かかって、要するに、完璧なスポーツの推進の町としての状態を保つものなのか、それとも、小学校を新しくすれば50,000千円では到底済みません。億がつく単位になると思います。そこの辺の考えとして、以前からあそこは避難場所だから、照明はあれ以上伸ばすことができませんと。要するに、十分なる設備はとれませんと。防衛庁の——今、防衛省ですけれども、そこの許しを得ないとできませんと。それを検討します。これもまだ——まだといいますか、もう下手すると1年以上になります。そこの辺の検討なんかは進んでおられるかどうかをまず伺いたいと思います。

教育長職務代理者（鶴田良弘君）

再三昨年もお話ししたかと思えます。今、金額的には50,000千円ほどというようなことで、これは概算の見積もりですけれども、当初向こうの中央公園ができる段階においてはナイターそのものができなかったわけですが、申請の段階です。それを、ここに資料ありますけれども、体育協会の会長さん、子供クラブ育成協議会の会長さん、当時ですね。平成12年ですけれども、スポーツ少年団の本部長さん、ソフトボール協会の会長さん、上峰町野球連盟の会長さん、婦人会の会長さん等々の署名をいただきまして、要望書というようなことで防衛施設局のほうにお願いして、今のルクスが保てたというような状況でございます。そして現実的にまだそういう施設局にお願いはしに行っておりません。行っていないのが現状です。まだ予算的にも見通しも立っていないし、何もないけどもというような御相談はちょっと不可能じゃないかなというふうに考えているものですから、まだ御相談には行っておりません。

以上です。

1 番（松田俊和君）

今、何もまだ行っていませんと言われまして、私もはっと思いますけれども、今の実情、小学校のナイターを撤去するに当たり、要するに、上峰にはナイター設備がスポーツ面においてはありませんと、そういうふうに向きの状態を保っていくのが上峰町の行政の皆様の役目じゃなかでしようかね。財政がないと言え、それですべて終わりです。だけれども、スポーツの推進の町としての憲章までうたっている町として、何もしていませんとか、検討しますとか、それだけじゃ話が前に進まないんじゃないですかね。今度の振興策でも置いてですよ、ちゃんと金を回して、それくらいぐらゐの努力をしてですよ、今度また先々は使えるようにしますからという、その努力的な面は全然ないのでしょうか、そこら辺を伺います。

教育長職務代理者（鶴田良弘君）

すべてでけんというような話じゃなくて、私はある現状でやってほしいというようなことを申し上げているまでで。

それともう1つは、今先ほど繰り返になりますけれども、財政がしっかりしたものになれば、当然本庁のほうに要求をしていくというような形で思っております。生涯学習係としてはそういうことで御理解していただきたいというふうに思います。

以上です。

1 番（松田俊和君）

今、生涯学習の鶴田次長から答弁をいただきました。私のお願いとしては、町の町長、武廣町長から、今の辺の検討かたがた、今後どうされていかれるのか、その辺を整備振興費の金の関係ともどもにどう考えておられるかをちょっと伺いたいと思います。

以上です。

町長（武廣勇平君）

1 番議員の御質問にお答えさせていただきます。

今、課長からもお話ありましたとおり、基本的にはグラウンドの照明につきましては、命を守るという原則に基づいて撤去するわけでございます。その意味で、中央公園のほうにナイターの増設ができないかということでございますが、今回、まだ正式に決まっているかどうか定かではございませんが、公共投資の予算が来たときにも、さまざまな懸案事項でございます。本当に命と暮らしというものをしっかりと守るという意味で、優先順位が高いものからつけていく必要があると私は思っております、また別に決して財政が健全化した際に設置をしないということではないという課長からのお話もありましたとおり、今はとにかく財政が御案内のように大変厳しい状況でございます、その中でできることというものをしっかりとやっていくということが必要なことではないかというふうに理解しておるところでございます。

以上でございます。

1 番（松田俊和君）

町長も同じような内容で、財政面ということが結論に達するような話です。

その中で、また違う面にちょっとお尋ねをさせていただきたいんですけども、施政方針の中で、「もっと未来へ」という欄があります。その中で、子育て、教育、環境という環境の面が書かれてあります。その中で、私のちょっと提案事項で失礼になるかも知れませんが、この件も私は去年の12月議会で言いましたけれども、小学校の校庭、中学校の校庭に芝生を敷いて環境の面を設備するような、要するに努力的な面はないかどうかをまず伺います。

町長（武廣勇平君）

1 番議員の御質問にお答えさせていただきます。

施政方針の中で「もっと未来へ」という項目の中で環境美化推進ということで、自然環境に優しい環境への取り組みに力を入れていくといううたい文句で、ごみの分別ということを徹底していくということを申し上げております。今御提案のように校庭の芝生化、これも本当に必要なこととございます。さまざまな自治体でそういった取り組みがされて、子供たちが芝生の上で駆け回ったり、スポーツをしたりと、精神衛生的にも本当にすばらしい取り組みだと思いますが、これにつきましても、今後、町の財政が厳しい中で単費の歳出がなかなかできないという中で、財政が健全化した折、取り組んでいく必要があると考えておるところでございます。

1 番（松田俊和君）

今の芝生の問題に関して、私が調べた内容をちょっと発表させていただきますけれども、隣の吉野ヶ里町ですね、あそこが今週の土曜日、これは電話でのお答えだからわかりませんが、総事業費が4,000千円の数字でもって、要するに保護者、児童、あと教職員ですね、3者でもってこういうふうには4,000千円の金を使って、要するに、県からの地球温暖対策課の所管の補助費ということで、金が幾ら来ているか確認していませんけれども、これを使って4,000千円という金を出して、実行力のあるすばらしい隣の町として私は思うわけです。そこを上峰町として、吉野ヶ里町がこうするけん、こっちは全然関係ないとかという、その話はですよ、先ほどの温暖化的な面から考えれば、町長いつも言われています。施政方針の中によいまちづくりということの中に十分含まれる内容じゃなかでしょうかね。そういうことで、4,000千円とも言われる考えなのか、要するに、4,000千円だからということの、「だから」と「も」じゃ全然違いますけれども、その辺の考えでもってですよ、そこら辺の芝生の問題はもう一回考え直して、どうされるかちょっと伺いたいと思います。

教育長職務代理者（鶴田良弘君）

今、吉野ヶ里町のことを言っていました。うちのほうでも若干資料をいただきまして調べさせていただきます。これが12月でうちの当時教育長であった八谷のほうから説明し

たかと思えますけれども、古川知事のマニフェストの中に、佐賀県内の学校の運動場を芝生化するというようなことから始まったというふうに聞いております。その中で、佐賀県校庭芝生化モデル事業というような補助事業で、今、吉野ヶ里町が、小学校が三田川小学校と東脊振小学校で4,100千円ほどかかるというように聞いております。それは維持管理費も含めてですけれども、プラスアルファというように、水道が井戸を掘ってあるというように聞いております。うちのほうも小学校のほうと若干校長とお話をして、もちろんいいことだろうというように伺っております。しかし、虫がわいたり、いろんなことを少しよその地区では聞くというように聞いております。芝生の下の方に虫があれしたり、そういう弊害もあるというように少し聞いております。それで、そういうメリット、デメリットをしっかりと踏まえて管理運営はしていく必要性が、芝刈り、水やり、肥料、いろんな問題がありますので、そこら辺も十分吉野ヶ里町の推移を見ながら検討していきたいというふうに思います。

以上です。

1番（松田俊和君）

鶴田次長から吉野ヶ里町のことを、ちょっと期間を置いて時間を下さいというふうな返答をされました。

この中で、私が去年の12月議会のときに、名前を言って失礼ですけれども、川原企画課長からですよ、ひよこ保育園が運動場を芝生にするから、少しぐらいの時間を下さいという返事をいただいております。あれから6カ月たって、その辺の——してあるかしていないかは、ちょっと聞くとまだしていないんじゃないかといううわさもありますけれども、そういうふうに、私が川原企画課長に聞いたときも検証しますと。今も鶴田次長は検証しますと。いつまでたっても検証します。吉野ヶ里みたいに芝生を植える期間も1年も2年もたったような状態でやられたわけじゃないわけですよ。さっとやられているわけでもんね、期間も短い範囲で。そういうふうな決断力というのはどういうふうに考えておられますか、ちょっとお伺いしたいと思います。

以上です。

町長（武廣勇平君）

1番議員から決断力という御質問でございます。3月23日就任して以来、約2カ月以上たちますが、一方で自分だけで決めているというふうな御批判もあつたりもしますし、皆様の意見をしっかりと見ながら、ほかの状況をしっかりと見ながら判断していくということも今やっつけていかなければいけないことじゃないかというふうに思っているところでございまして、芝生化につきましても、議員のおっしゃるように、子供たちにとっては本当に素晴らしい取り組みだというふうには理解しております。町財政大変厳しい中、その辺もほかの自治体、ほかの保育園の推移を見ながら検討させていただければと思っております。

以上でございます。

1 番（松田俊和君）

私が芝生をしつこく言うその内容はですよ、私の質問事項の1番目にかかってくるけれども、協働性という、その協働性の中にちょっと含まれる内容として、芝生にすればですよ、児童、要するにあとは子供さん、親さん、だれでも結構ですけれども、芝生になっている運動場を駆け回って健康をつくれればですよ、健康増進課にもかかわってきますけれども、上峰の医療費は去年の費用ですか、約6億円かかっているわけですよ。6億円もかかっていますよ、先ほど言った2,000千円か3,000千円の金で少しでも減れば最高なことじゃないでしょうかね。だから、そういうところを見込んでですよ、医療費にかかわってするということも十分考えてもらえませんかというのを言いたいわけですよ。だから、芝生、芝生で、単なる芝生だけじゃなくって、やっぱり医療費の関係、あと町長が大変言われていますけれども、町を明るくするという、そういう雰囲気づくりにもかかわってきます。そういうことで、芝生が一番——手っ取り早いと言ったら失礼ですけれども、一番皆さんが話し合いの場を持つという意味でどうでしょうかというのを芝生と言っているわけですよ。その辺で財源がないとか、検討しますとか、これはありふれた言葉は私は聞きたくないわけです。だから、どうしますといますか、私は決断力を持ってこういうふうにしますというところを聞きたいということをもう一回お尋ねいたします。

町長（武廣勇平君）

1番議員の再度の御質問でございますが、私も3月23日から就任して、だんだんと行政というものを、まだ少しずつではありますが理解する中で、事業意欲というものが本当にだんだんとわいてきているという自分を感じているところでございます。よって、芝生につきましても本当に議員さんと同じ思いで取り組みたいことはやまやまです、私も。ですが、この財政を立て直すという責任のもと、この町政運営を進めていかなければいけません。その中で、大変心苦しくございますが、議員の先生方からの御提案でございますけれども、今後、健全化した後に取り組みさせていただく、そして推移を見守っていくということしか答えられないわけでございます。

以上でございます。

1 番（松田俊和君）

最後になりますけれども、私が芝生関係を十分言ったのは、この私の2番目の質問事項、社会教育の現状と方向性ですね、これをもって芝生が一番端的といいますけれども、そういうことをやれば上峰町ですよ、要するに、町長書いていますけれども、「まず皆さんと顔を見合わせて、子供からお年寄りまで何ら不都合なしに触れ合うことができるということスポーツ面を推進している。これにより老人福祉、要するに医療費の縮小にもつながる」というふうにあるもので、その根本はやっぱり芝生をですよ、ナイターの設備、要するに、

あそこのポールが外れますから、これも考えた上で、これが撤去するなら、こういうことをしますというところまで持っていくのが行政じゃないでしょうかね。ただ単なる外します、外しますよじゃ行政の役目じゃないから、私はこういうことを言っているんですけども、そこの辺のもう一回の答弁をお願いいたします。

以上、これで私の質問を終わります。

町長（武廣勇平君）

1番議員の御質問にお答えさせていただきます。

本当に子供たち、お年寄りと顔を合わせる機会がふえることが健康につながるというふう
に私も思っております。先ほど重ね重ね申し上げるわけですが、同じような気持ち
を持っておる中で、町として財政の部分をしっかりとしながら運営を進めていかなければい
けないという中で、議員の御提案はわかりますけれども、後年度財政が健全化した後、取り
組むことを前提に、今後、吉野ヶ里や保育園の状況を注目していきたいというふうに思っ
ております。

以上でございます。

議長（吉富 隆君）

ただいま1番松田俊和君の一般質問が終わりました。

お諮りをいたします。以上をもちまして、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会に決定をいたしました。

これをもって散会をいたします。本日はどうもありがとうございました。

午後2時45分 散会